

(仮称) 滋賀県食品ロス削減推進計画

～ 三方よしと県民総参加でフードエコ ～

(素案)

令和2年 月

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

目次

第1章 計画策定の趣旨等

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画期間	2

第2章 食品ロスの現状と課題

第1節 食品ロスの現状	3
第2節 本県の取組	3
第3節 食品ロス削減に向けた本県の課題と今後の方向	4

第3章 削減目標

第1節 目標設定の考え方	5
第2節 目標達成に向けた当面の指標	5

第4章 食品ロス削減推進施策

第1節 求められる役割と行動	7
第2節 基本的施策	7

第5章 計画の推進体制および進行管理

第1節 推進体制	10
第2節 進行管理	10

別紙

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月31日閣議決定）抜粋… 1

第1章 計画策定の趣旨等

第1節 計画策定の趣旨

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロス（食べられるのに廃棄された食品）が発生しています。世界では、飢えや栄養不良で苦しむ多くの人々がいる中、日本では食料の多くを輸入に依存しており、食品ロスの削減は真摯に取り組むべき課題です。

また、平成27年（2015年）9月25日の国際連合総会において採択されたSDGs¹の「目標12 持続可能な生産消費形態を確保する」において、食品ロスの減少が重要な柱として位置付けられるなど、国際的にも重要な課題となっており、CO₂排出量の削減による気候変動の抑制効果も期待されています。

こうした現状を踏まえ、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、令和元年（2019年）5月24日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」という。）が成立し、5月31日に公布、10月1日に施行されました。

食品ロス削減推進法第11条で、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減に関する重要事項を定めなければならないと規定しており、これに基づき国において「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）が令和2年（2020年）3月31日に策定されました。

都道府県は、同法第12条第1項において、基本方針を踏まえ、区域内における食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。また、同法第12条第2項では、計画を定めるに当たっては、廃棄物処理計画その他の法律の規定による計画であって、食品ロスの削減の推進に関連する事項を定めるものと調和を保つよう努めなければならないとされています。

一方、本県では、平成28年（2016年）7月策定の「第四次滋賀県廃棄物処理計画」に食品ロス対策を3R²の施策の柱の一つとして位置付け、削減への各種取組を推進してきました。

こうした状況を受け、本県における食品ロスの削減に向けて取組を着実に推進するため、「滋賀県食品ロス削減推進計画」を策定するものです。

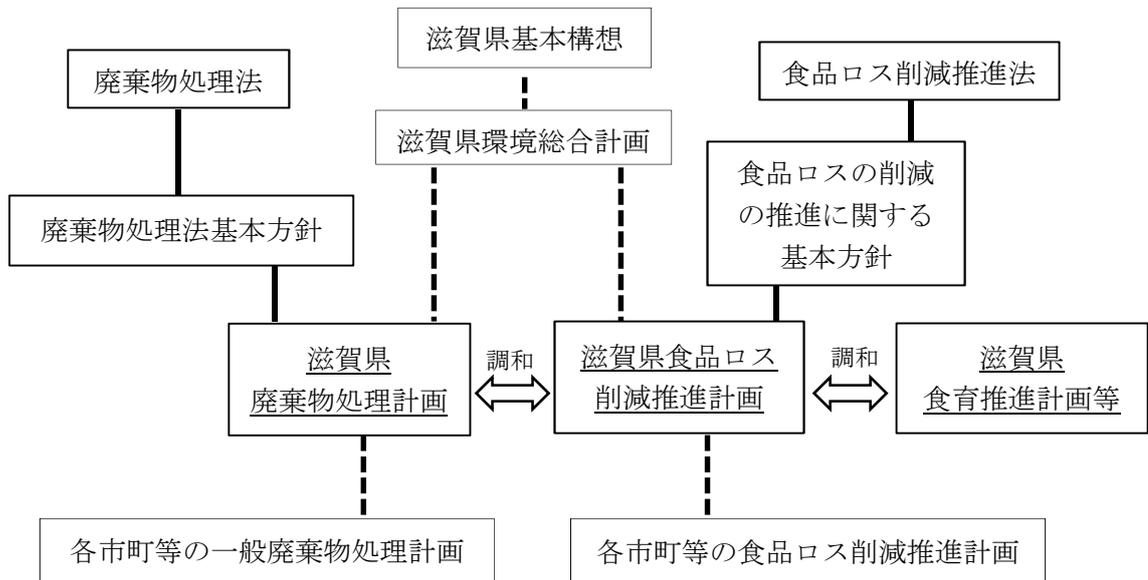
¹ SDGsとは、平成27年（2015年）9月25日の国際連合総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のこと。

² 3Rとは、リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の総称。
リデュース：廃棄物の発生自体を抑制すること（発生抑制）
リユース：いったん使用された製品、部品、容器等を再び使用すること（再使用）
リサイクル：いったん使用された製品、部品、容器等を資源に戻して再び使用すること（再生利用）

第2節 計画の位置付け

本計画は、食品ロス削減推進法第11条の規定に基づき国が定める基本方針を踏まえ、同法第12条第1項の規定に基づく計画として、本県における食品ロスの削減に向けた取組を着実に推進するために策定するものです。

また、同法第12条第2項の規定に基づき、本計画は、滋賀県廃棄物処理計画や滋賀県食育推進計画等、関係法令に基づく各種の計画と調和が保たれたものとなります。



第3節 計画期間

計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和7年度（2025年度）の6年間とします。

ただし、社会経済情勢や、食品ロスを取り巻く状況の変化、施策の実施状況等に応じて、計画期間内にあっても必要な見直しを行うものとなります。

第2章 食品ロスの現状と課題

第1節 食品ロスの現状

食品ロスの発生量は、国全体で612万トン（平成29年度推計）と推計され、国民1人当たり1日約139g発生しています。これは、国連世界食糧計画（WFP）による平成29年（2017年）の食料援助量約390万トンの1.6倍に相当します。

発生量の内訳は、家庭系食品ロス（食べ残し、過剰除去、直接廃棄）が284万トン、事業系食品ロス（規格外品、返品、売れ残り、作りすぎ、食べ残し）が328万トンと推計されています。また、事業系食品ロスの業種別の内訳をみると、食品製造業と外食産業がそれぞれ約4割を占めています。

第2節 本県の取組

本県では、「第四次滋賀県廃棄物処理計画」に食品ロス対策を3Rの施策の柱の一つとして位置付け、食品ロスの削減を推進してきました。

具体的には、平成29年（2017年）8月に「買い物ごみ減量推進フォーラムしが³」を改組し、「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」（以下、「協議会」という。）を設立しました。協議会では、事業者、関係団体、学識者、行政等の関係者が連携協力を図りながら、滋賀県における買い物ごみおよび食品ロスの削減等の取組を推進することで、食品ロス削減の県民運動「三方よし!!でフードエコ・プロジェクト」を展開しています。

同時に「三方よしフードエコ推奨店登録制度」の運用を開始し、食品ロス削減等に取り組む県内の店舗等を「三方よしフードエコ推奨店」（以下「推奨店」という。）として登録し、事業者の業態等に応じた削減取組の実践を促すとともに、消費者に対する呼び掛けを行ってきました。併せて、先進的な取組事例の収集や発信、懇親会での食べ切りを促す3010（さんまるいちまる）運動等により、事業系食品ロスの削減を進めています。

また、食品ロスに関する正しい理解と積極的な実践行動を促すため、啓発イベントや出前講座を実施し、家庭系食品ロスの削減を進めています。

さらに、協議会において「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施し、県内小売事業者の店舗での啓発活動を通じて、食品ロスに関する県民等の理解を深め、必要な量だけ計画的に購入するなど、環境に配慮した消費行動を促進しています。

令和元年（2019年）5月には「食品ロス削減推進法」が成立し、県においては同年8月に協議会との連名で「滋賀プラスチックごみゼロ・食品ロス削減宣言」を行ったところであり、今後はこれまでの取組を活かしつつ、食品ロスの一層の削減を進めることとします。その一環として、同年9月から11月にかけて県職員を対象にフードドライブ⁴を試行実施し、これを参考に市町や事業者等においても実践されるよう呼び掛けつつ、様々な取組の全県的な展開を目指していきます。

³ 買い物に伴って生じるごみの減量や資源化を推進するため、事業者、県民団体、行政 が連携・協力して、容器包装廃棄物の排出抑制、再使用、再利用を図ることを目的に、平成21年（2009年）6月に設立。

⁴ フードドライブとは、家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄附する活動のこと。

第3節 食品ロス削減に向けた本県の課題と今後の方向

3Rや適正処理に係る各種施策の推進の結果、平成30年度(2018年度)における本県の一般廃棄物の県民1人1日当たりごみ排出量は834gまで減少しました。これは全国で2番目に少ない数値(平成29年度)となっています。一般廃棄物の厨芥類(生ごみ)のうち、3割から4割程度が食品ロスと言われていることから、食品ロスの量についても減少傾向にあると推測され、これまでの削減取組に一定の成果があったと考えられます。

今後も、より一層の削減に向けて、本県における食品ロスの発生量等の実態把握および数値目標の設定について、国や他県の動向を参考にするとともに、協議会において情報共有や意見交換を行いながら、より良い方法等を検討する必要があります。

また、食品ロス削減に関する知識や意識の向上、具体的な行動の実践や、未利用食品を有効活用する仕組み作りについて、消費者、事業者、行政等の多様な主体が適切な役割分担のもと各々の取組を強化するとともに、協議会等を通じて連携・協力し、県民運動として推進していくことが必要です。

第3章 削減目標

第1節 目標設定の考え方

国では、家庭系食品ロスについては「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月閣議決定）、事業系食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元年7月公表）において、ともに2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させるという目標を設定し、基本方針においてもこれらの削減目標の達成を推進しています。

本県においても、家庭系、事業系の食品ロス半減を目指し、取組を推進していきます。

当面の指標は次の事項のとおりとし、本県における食品ロスの実態量把握の進展に応じて、発生量を指標に加えることを検討します。

第2節 目標達成に向けた当面の指標

令和7年度(2025年度)までの計画期間内に実現を図るべき、食品ロスの削減に関する指標を設定します。

■家庭系食品ロス

家庭での食品ロスについて「全く発生していない」と回答した人の割合
(県政モニターアンケートによる)

指標(令和7年度) 35% (令和元年度実績 23.9%)

【参考】県政モニターアンケート結果

	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)
全く発生していない(%)	21.3	27.0	26.4	23.9
前年度比(%)	—	5.7	-0.6	-2.5
回答者数(人)	356	363	360	372

【参考】食品ロスに関する消費者意識 県政モニター「食品ロスについてのアンケート」結果(R1.5)

①食品ロスという言葉の意味について「知らなかった」と回答した人の割合 12.6%

(「言葉を聞いたことはあったが、詳しい意味までは知らなかった」11.0% + 「全く知らなかった」1.6%)

②食品ロスという言葉の意味について「知っていた」と回答し、「家庭で食品ロスを減らすために取り組んでいることがある」と回答した人の割合 93.5%

食品ロスという言葉の意味について「知っていた」と回答し、「外食や宴会等で食品ロスを減らすために取り組んでいることがある」と回答した人の割合 90.46%

③家庭で何らかの食品ロスが「発生している」と回答した人の割合 76.1%

家庭での食品ロスが「全く発生していない」と回答した人の割合 23.9%

④賞味期限について「かなり気にしている(一日でも新しいものを選んで買う)」と回答した人の割合 28.5%

消費期限について意識している人の割合「かなり気にしている(一日でも新しいものを選んで買う)」と回答した人の割合 42.2%

■事業系食品ロス

推奨店の登録店舗数（累計）

指標（令和7年度） 300店舗 （令和元年度実績 118店舗）

【参考】推奨店登録店舗数（累計）

	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)
飲食店・宿泊施設	48	65	73
食料品小売店	20	37	45
合計	68	102	118

【参考】一般廃棄物の県民1人1日当たりごみ排出量（第四次廃棄物処理計画）

目標値（令和2年度）820g （平成30年度実績 834g）

市町等の一般廃棄物焼却処理施設に搬入される一般廃棄物の厨芥類（生ごみ）のうち、3割から4割程度が食品ロスと言われていることから、廃棄物の減量を進める上で食品ロス対策は不可欠であり、食品ロスを削減することは、廃棄物処理計画の目標達成にも寄与すると考えられます。

第4章 食品ロス削減推進施策

第1節 求められる役割と行動

食品ロス削減のためには、県民各層がこの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要です。

こうした理解と行動の変革が広がるよう、消費者、事業者、行政等の多様な主体が、基本方針「Ⅱ 食品ロスの削減の推進に関する事項」で定める「1 求められる役割と行動」⁵を実践するとともに、各主体が連携し、県民運動として以下の基本的施策を推進します。

第2節 基本的施策

基本方針の基本的施策および県の特長や現状を踏まえ、以下の取組・施策を推進するとともに、新たな取組を積極的に検討・実施していきます。

1 教育および学習の振興、普及啓発等（法第14条関係）

(1) 三方よしフードエコ推奨店制度の周知・登録店舗の拡大等

ア 事業者を通じた食品ロス削減の取組を促すため、市町や協議会等と連携し、推奨店制度の認知度向上や登録店舗の拡大を図ります。

イ 外食時の食べきり等に係る啓発の推進や登録店舗の積極的な利用を促すため、県ホームページ「ごみゼロしが」や「三方よしフードエコ推奨店検索サイト」等において当該制度の周知や登録店舗の紹介を行います。

(2) 効果的な普及啓発の実施

ア これまで浸透できていなかった世代等に対して広く周知を図るとともに、県民の機運醸成につながる象徴的な削減取組となるよう、集客力のある大型イベント等において、発信力のある企業等と連携し啓発を推進します。

イ 削減取組の裾野の拡大を図るため、「三方よし!!でフードエコ・プロジェクト」を県民運動として一層推進することとし、県民、事業者、団体、市町等を対象としたシンポジウム等の開催により、家庭・事業所等における取組の実践の報告や方策の議論を行うとともに、その結果を県ホームページ等で広く周知します。

ウ 買い物時における食品ロス削減につながる取組（手前取り、見切り品の活用、食品ロス削減コーナーの設置など）を促すため、スーパーやコンビニエンスストア等と連携し、店頭での効果的な普及啓発の方法を検討し実施します。

エ 調理時における食品ロス発生抑制への意識の向上を図るため、余った食材や料理を捨てずに有効に使う工夫などを盛り込んだ食品ロス削減レシピの募集を行い、家庭など身近なところから取組を実践できるよう、県ホームページ等での発信を含め、より効果的な手段を検討しつつ、周知を図ります。

オ 食べ残し削減などを含めた日常生活における身近な3R行動（冷蔵・冷凍庫内の整理、食材の適切な保存方法など）の実践を促すため、出前講座を

⁵ 「1 求められる役割と行動」については、別紙「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月31日閣議決定）抜粋を参照。

広く募集するとともに、削減取組事例の動画などを活用し、分かりやすく学べる内容となるよう工夫しつつ実施します。

カ 外食、宴会時の食べ切りを進めるため、3010運動を推進していきます。

(3) 消費者教育との連携

人や社会、環境に配慮したものやサービスを選択するエシカル消費を実践することは、食品ロス削減につながります。多様な主体と連携しながら、エシカル消費の普及啓発に取り組み、食品ロス削減の観点も含めた消費者教育を推進します。

(4) 健康推進員等食育ボランティアとの連携

生活習慣病予防を目的として地域で活動を行う健康推進員等食育ボランティアと連携し、不要な食材は買わない、食べきれぬ量を注文するなど食品ロス削減の観点も含めた食育活動を推進します。

(5) 学校教育等を通じた取組の推進

学校等において、社会科や家庭科などで食品ロスに関する学習を行うとともに、「食育の日」や「全国学校給食週間」の機会を捉え、食事の重要性や心身の健康についての理解、感謝する心と態度の育成など、食品ロス削減に繋がる食育の取組を実践します。併せて、家庭での取組の重要性から、食育だよりや試食会等を通じて保護者も含めた食育を推進します。

2 食品関連事業者等の取組に対する支援（法第15条関係）

(1) 削減取組事例等の共有、周知

事業者による食品ロス削減のための取組事例や商慣習の見直し等の取組について、あらゆる機会を捉えて、食品関連事業者等と情報交換を行うとともに、当該削減取組等について県民へ広く周知するなど、消費者の理解の促進を図ります。

(2) 事業活動における食品ロスの未然防止等の促進

ア 生産された農畜水産物を無駄にしないよう、出荷されることなく廃棄される農畜水産物の削減を図るため、加工等により規格外農畜水産物の活用が可能な6次産業化を推進します。

イ 農畜水産物等の地産地消を進めることで、流通・消費段階での食品ロスの発生抑制が期待されることから、輸送距離が短く鮮度保持がされやすい県産農畜水産物やその加工食品の県内での販売・購入を推進します。

ウ 製造過程で発生する規格外品や返品(自主回収)等による食品ロスの未然防止・削減の効果が期待されることから、危害要因分析・重要管理点方式(HACCP)に沿った衛生管理の実施を指導します。

エ 外食時の食べ残しや作りすぎ等による食品ロスの発生を減らすため、料理の量の調節や無駄のない食材の確保等に取り組む飲食店、宿泊施設の事例を収集・発信するなど、事業者の取組を支援します。

オ 売れ残りによる廃棄や返品等を削減するため、需要に見合った販売や

期限間近商品の割引販売等に取り組む食料品小売店の事例を収集・発信するなど、事業者の取組を支援します。

3 表彰の実施（法第 16 条関係）

食品ロス削減の先進的な取組事例を周知し、県民等に削減取組の重要性が広く認知され、県内における一層の実践を促すため、表彰を実施します。

4 実態調査等の推進（法第 17 条関係）

(1) 効果的な削減方法を検討、実施するため、協議会など様々な機会を捉えて、情報共有や意見交換を行い、食品ロスの発生量や内容、発生要因等の把握に努め、実態調査を実施する市町や事業者等を国とともに支援します。

(2) より効果的な施策の立案等に資する資料を収集するため、必要な調査を検討、実施します。

5 先進的な取組の情報収集および提供（法第 18 条関係）

本県および全国の先進的な取組や優良事例を協議会やシンポジウム、啓発イベントなど、様々な機会を捉えて収集し、県ホームページや広報誌等の各種媒体を通じて、幅広い世代に向けて情報を提供・発信します。

6 未利用食品を提供するための活動の支援等（法第 19 条関係）

(1) フードドライブ活動の推進

食品ロス削減取組への関心を高め、フードバンク活動団体等を通じた未利用食品の活用に関する理解を深めるため、県主催イベント等においてフードドライブを積極的に実施するとともに、多様な主体による独自の取組を促し、広く参加を呼び掛けるなど、フードドライブが全県的な活動となるよう推進します。

(2) 災害救助物資（食料）の有効活用

災害救助物資（食料）の更新にあたり、未利用食品をフードバンク活動団体等へ提供するなど、有効活用を促進します。

(3) 関係者相互の連携の促進

未利用食品の提供が円滑に進むよう、関係者間の連携強化に努めます。

第5章 計画の推進体制および進行管理

第1節 推進体制

消費者、事業者、行政等の多様な主体が適切な役割分担のもと、連携・協力し、取組を推進します。

「滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減推進連携会議」（庁内部局横断組織として令和元年7月24日に設置）において食品ロスの実態および関係部局における削減への取組等の情報交換を行い、部局横断的な施策や普及啓発の方策等を検討・協議します。

「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」において、事業者、関係団体、行政等の関係者が連携協力を図り、本県における食品ロスの削減等の取組を推進します。

第2節 進行管理

食品ロスの削減の推進に関する施策の実施状況について継続的に点検、進捗確認を行い、滋賀県環境審議会において報告するとともに、必要に応じて施策の見直しを行います。

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月31日閣議決定）抜粋

II 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項

1 求められる役割と行動

食品ロスは事業者及び消費者の双方から発生しており、サプライチェーン全体で取り組むべき課題であるが、その際、食品関連事業者等と消費者を「つなぐ」という視点が必要である。

消費者や食品関連事業者等が以下に掲げる「役割と行動」を理解し、実践すると同時に、食品関連事業者等からは食品ロスの削減のための課題と自らの取組を消費者に伝え、消費者はそれを受け止めて、食品ロスの削減に積極的に取り組む食品関連事業者の商品、店舗等を積極的に利用する、といった双方のコミュニケーションを活性化していくことが重要である。

このコミュニケーションに、食品関連事業者等以外の事業者や、マスコミ、消費者団体、NPO等、国・地方公共団体も参画し、それぞれの役割を果たしながら連携・協働し、食品ロスの削減に取り組む先駆的・意欲的な取組事例が創出されていくことが期待される。

こうした過程を通じ、消費者が食品ロスの削減に取り組むことは、自らの消費生活に関する行動が、現在及び将来の世代にわたって地球環境等に影響を及ぼすものであることを自覚し、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画するという「消費者市民社会」（消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第2条第2項）の形成の取組として位置付けることができる。

(1) 消費者

食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握する。その上で、例えば以下に掲げる行動例をヒントに、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人一人が考え、行動に移す。また、自身の消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取組を支援する。

① 買物の際

- ・事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解の上、使用時期を考慮し（手前取り、見切り品等の活用）、使い切れる分だけ購入する。
- ・欠品を許容する意識を持つ。

② 食品の保存の際

- ・食材に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い、食材を使い切るようにする。
- ・賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではないため、それぞれの食品が食べられるかどうかについては、個別に判断を行う。

③ 調理の際

- ・余った食材を活用した「一汁一菜」なども含め、家にある食材を計画的に使い切るほか、食材の食べられる部分はできる限り無駄にしないようにする。
- ・食卓に上げる食事は食べきれぬ量とし、食べ残しを減らすとともに、食べきれなかったものについてリメイク等の工夫をする。

④ 外食の際

- ・食べきれぬ量を注文し、提供された料理を食べるようにし、宴会時においては、最初と最後に料理を楽しむ時間を設け、おいしい食べきりと呼び掛ける「3010運動」等を実践す

る。

- ・料理が残ってしまった場合には、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰る。

(2) 農林漁業者・食品関連事業者

サプライチェーン全体で食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深めるとともに、消費者に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施する。また、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、サプライチェーンでのコミュニケーションを強化しながら、見直しを図ることにより、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努める。なお、これらの活動を行った上で発生する食品ロスについては、適切に再生利用を行う。加えて、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努める。

具体的には以下のような行動が期待される。

① 農林漁業者

- ・規格外や未利用の農林水産物の有効活用を促進する。

② 食品製造業者

- ・食品原料の無駄のない利用や、製造工程、出荷工程における適正管理・鮮度保持に努める。
- ・食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組む（その際、容器包装のプラスチック資源循環の推進も考慮する。）。また、年月表示化など賞味期限表示の大括り化に取り組む。
- ・食品小売業者と連携し、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等により、サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する適正受注を推進する。
- ・消費実態に合わせた容量の適正化を図る。
- ・製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等について有効活用を促進する。

③ 食品卸売・小売業者

- ・サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する厳しい納品期限（3分の1ルール等）の緩和や、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等による適正発注の推進等の商慣習の見直しに取り組む。
- ・天候や日取り（曜日）などを考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫をする。また、季節商品については予約制とする等、需要に応じた販売を行うための工夫をする。
- ・賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売り切るための取組（値引き・ポイント付与等）を行う。小分け販売や少量販売など消費者が使い切りやすい工夫を行う。
- ・食品小売業者（フランチャイズ店）における食品ロスについて、本部と加盟店とが協力して、削減に努める。

④ 外食事業者（レストランや宴会場のあるホテル等を含む。）等

- ・天候や日取り（曜日）、消費者特性などを考慮した仕入れ、提供等の工夫をする。
- ・消費者が食べきれる量を選択できる仕組み（小盛り・小分けメニューや、要望に応じた量の調整等）を導入する。
- ・おいしい食べきりを呼び掛ける「3010運動」等の取組を行う。
- ・消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で持ち帰り用容器による残った料理の持ち帰りをできることとし、その旨分かりやすい情報提供を行う。
- ・また、外食事業者以外で食事の提供等を行う事業者にあつては、食品ロス削減のための可能な取組を行う。

⑤ 食品関連事業者等に共通する事項

- ・包装資材（段ボール等）に傷や汚れがあったとしても、商品である中身が毀損していなければ、輸送・保管等に支障を来す場合等を除いて、そのままの荷姿で販売することを許容する。
- ・フードシェアリング（そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチング）の活用等による売り切りの工夫を行う。
- ・未利用食品を提供するための活動（いわゆるフードバンク活動）とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行う。
- ・食品ロスの削減に向けた組織体制を整備するとともに、取組の内容や進捗状況等について、自ら積極的に開示する。

（３）事業者（農林漁業者、食品関連事業者以外の事業者を含む。）

食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行う。また、災害時用備蓄食料の有効活用に努める（フードバンクへの提供を含む。）。

（４）マスコミ、消費者団体、NPO等

前記（１）から（３）までに記載した求められる役割と行動を実践する消費者や事業者が増えるよう、積極的な普及啓発活動等を行う。

（５）国・地方公共団体

前記（１）から（３）までに記載した求められる役割と行動を実践する消費者や事業者が増えるよう、後記２に掲げる施策¹を推進する。また、災害時用備蓄食料の有効活用に努める。

さらに、主催するイベント等での食品ロスの削減を進める。

¹ 「後記２に掲げる施策」は、（仮称）滋賀県食品ロス削減推進計画「第４章 食品ロス削減推進施策」の「第２節 基本的施策」を指す。